地域団体への助成制度のしおり



令和5年度版

四日市市

_____ 目 次 ____

(1)	地域社会づくり	
	地域社会づくり総合事業費補助金(市民生活課)	_1
2	コミュニティ施設整備	
	集会所補助金(市民生活課)	1
	一般コミュニティ助成事業(コミュニティ助成事業)(市民生活課)	2
	コミュニティセンター助成事業(コミュニティ助成事業)(市民生活課)	2
	里山竹林環境保全支援事業費補助金(農水振興課)	3
	危険木等除去等支援事業費補助金(農水振興課)	_3
3	防災•安全	
	防犯外灯設置等および電灯料に関する補助金(四日市市文化まちづくり財団)	4
	地域防犯活動支援事業補助金(市民協働安全課)	4
	自主防災組織設置補助金(危機管理課)	_5
	地区防災組織活動補助金(危機管理課)	_5
	自主防災組織育成助成事業(コミュニティ助成事業)(危機管理課)	6
	防犯カメラ設置事業補助金(市民協働安全課)	_6
	老朽化施設整備事業補助金(消防本部 消防救急課)	7
	ブロック塀等撤去費補助制度(建築指導課)	7
	瓦屋根耐風改修工事費補助制度(建築指導課)	_8
4	文化	
	(新) 有形文化財保存 • 修復事業助成(文化課)	8
	大四日市まつり山車等復元に対する助成金(観光交流課)	9
	国宝重要文化財等保存•活用事業費補助金(国指定文化財)(文化課)	9
	文化財関係事業補助金(県指定文化財)(文化課)	10

文化財保存整備事業補助金(市指定文化財)(文化課)	10
地域文化活動事業助成(文化課)	11
地域の伝統文化保存維持費用助成(文化課)	11
文化財維持・修復事業助成(文化課)	12
無形の文化財、伝統文化の記録や研究、保存・伝承活動補助(文化課)	12
文化財保護活動助成(文化課)	13
市民文化事業支援補助金(文化課)	13
地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金(文化課)	14
四日市市民間文化施設活用事業支援補助金(文化課)	14
四日市市文化活動促進補助金(文化課)	15
⑤高齢者	
老人クラブ補助金(高齢福祉課)	15
地区敬老行事補助金(高齢福祉課)	16
介護予防・生活支援体制づくり事業(高齢福祉課)	16
⑥子ども・教育	
子どもゆめ基金(国立青少年教育振興機構)	17
青少年健全育成助成事業(コミュニティ助成事業)(市民生活課)	17
放課後児童健全育成事業補助金(学童保育所補助)(こども未来課)	18
子ども広場整備事業補助金(こども未来課 青少年育成室)	18
子ども食堂等支援事業費補助金(こども未来課)	19
⑦環境 • 衛生	
資源集団回収助成金(生活環境課)	19
合併処理浄化槽設置整備事業補助金(上下水道局 生活排水課)	20

花と緑いっぱい事業補助金(公園緑政課)	20
ふれあいの道事業(四日市建設事務所 総務・管理室管理課)	21
道路美化ボランティア活動助成事業(四日市建設事務所 総務・管理室管	章理課) 21
河川美化ボランティア活動推進事業(四日市建設事務所 総務・管理室管	章理課) <u>22</u>
河川環境整備事業(フラワーオアシス推進事業) (四日市建設事務所 総務・管理室管理課)	22
海岸美化ボランティア活動推進事業(四日市建設事務所 総務・管理室管	管理課) <u>23</u>
草刈作業に伴う消耗品などの提供(河川排水課、公園緑政課、道路維持語	果)23
公園の維持管理活動に伴う消耗品などの提供(公園緑政課)	24
生ごみ処理機購入費補助金(生活環境課)	24
⑧商工農水	
食と農のふれあい推進事業費補助金(農水振興課)	25
鳥獣被害防止対策事業費補助金(農水振興課)	25
鳥獣被害自主防除活動事業交付金(農水振興課)	26
⑨ スポーツ	
運動広場整備事業補助金(スポーツ課)	26
⑪その他	
市民自主運行バス事業補助金(都市計画課 公共交通推進室)	27
地域づくり団体活動支援事業(地域づくり団体全国協議会)	27
地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業(地域づくり団体会	全国協議会)28
地域国際化推進助成事業(コミュニティ助成事業)(市民生活課 多文化	共生推進室)29
在宅医療啓発活動事業補助金(保健企画課)	29
東海道おもてなし事業補助金(観光交流課)	30

①地域社会づくり

	地域社会づくり総合事業費補助金
対象者	各地区の地域社会づくりの推進母体となる地域団体
制度概要	地域が自主的に取り組むさまざまな事業とそれぞれの地域社会づくりの推進母体となる団 体事務局の運営に対し、総合的な支援を行うための補助
補助内容 (率、上限など)	・地域社会づくりのための総合的事業への補助:90/100以内 ・地域団体事務局運営事業への補助:230万円(共同・同和・中央・港および浜田地区で 構成する地域団体は395万円、常磐・四郷地区は285万円)または当該事業にかかる経費 のうち、いずれか低い金額が上限
補助規模(実績等)	25団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	市民生活課(市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8146 Fax: 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

②コミュニティ施設整備

	集会所補助金				
対象者	自治会				
制度概要	自治会がみずからの出資により集会所を建築、購入、修繕および模様替えを行う経費に対 する補助				
補助内容 (率、上限など)	以下の区分により算定し、千円未満の額は切捨て 対象経費 補助金額 30万円以上660万円以下 → 50/100 660万円を超え1,560万円以下 → 330万円+ { (補助対象経費-660万円) ×35/100} 1,560万円を超え2,450万円以下 → 645万円+ { (補助対象経費-1,560万円) ×20/100} 2,450万円を超える額 → 823万円				
補助要件等	1棟の集会所に対する補助金は、5年間で823万円まで				
備考	 ・2以上の自治会が共同で建築などを行う集会所への補助の上限は、1,167万円 ・秋に翌年度の予定を各地区市民センターを通じて照会を実施 ※令和5年度分は要望受付済 ・緊急避難所に指定された集会所の修繕および模様替えで、防災上または安全上必要な工事にかかる補助金の額は、補助対象経費に20/100を乗じて得た額(千円未満の額は切捨て、上限360万円)を加算した額 ・集会所の修繕および模様替えで、高齢者などの利便性を高めるための工事にかかる補助金の額は、補助対象経費に20/100を乗じて得た額(千円未満の額は切捨て、上限50万円)を加算した額 				
補助規模(実績等) 43団体(令和4年度実績)					
補助主体 四日市市					
担当課、係名	市民生活課(市役所 5 階)				
連絡先 Tel: 354-8146 Fax: 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp					

②コミュニティ施設整備

	一般コミュニティ助成事業(コミュニティ助成事業)
対象者	コミュニティ組織(自治会・町内会など)
制度概要	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費への補助
補助内容 (率、上限など)	1件につき、100万円から250万円まで(10万円単位)
補助要件等	・建築物、消耗品は対象外 ・宝くじの助成金で整備した旨の広報および表示を要する
備考	令和5年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し、補助採択
補助規模(実績等)	三重県内で58団体(令和4年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)
連絡先	Tel: 354-8146 Fax: 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

	コミュニティセンター助成事業(コミュニティ助成事業)
対象者	コミュニティ組織(自治会・町内会など)
制度概要	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住 民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所な ど)の建築整備に関する事業への補助
補助内容 (率、上限など)	・対象となる事業費の3/5以内に相当する額(10万円単位) ・上限:1,500万円
補助要件等	・コミュニティ活動推進のために必要な施設の建築または、修繕であること ・土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外溝工事に要する経費は対象外 ・宝くじの助成金で整備した旨の広報および表示を要する
備考	令和5年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し、補助採択
補助規模(実績等)	三重県内で4団体(令和4年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)
連絡先	Tel: 354-8146 Fax: 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

②コミュニティ施設整備

	里山竹林環境保全支援事業費補助金
対象者	自治会など
制度概要	自治会などが自発的に実施する里山保全活動や竹林整備に要する経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・対象経費の3/4以内 ・1団体1年あたり上限50万円
申請時期	4月~12月
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水畜産係(市役所7階)
連絡先	Tel: 354-8182 Fax: 354-8307 E-mail: nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

	危険木等除去等支援事業費補助金
対象者	自治会など
制度概要	自治会などが実施する通学路沿いなどの危険木の伐採に要する経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・対象経費の3/4以内 ・1カ所1年あたり上限10万円
申請時期	4月~12月
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水畜産係(市役所7階)
連絡先	Tel: 354-8182 Fax: 354-8307 E-mail: nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp



	3	方犭	D外灯設置 等	等および電気	灯料に関	する補	助金		
対象者		自治会							
制度概要		自治会が防犯外灯の新設・修繕等を行う経費および自治会が維持管理している防犯外灯の 電灯料への補助							
		区分			自動点滅器修繕 (2,000円以上)	撤去	電灯料		
補助内容 (率、上限など)		内容	るランクLLに該当するLED灯の 新設) 補助率60%以内 補助上限額30,000円 ただし、専用柱の新設を伴う ものは補助上限額50,000円 (上記以外のLED灯の新設) 補助率60%以内	((公社)防犯設備協会が定める防犯灯の照度基準に規定するランクLLに該当するLED灯に交換) 補助率60%以内補助上限額30,000円 (上記以外のLED灯に交換) 補助率60%以内補助上限額20,000円	(LED灯の修繕) 補助率50%以内 補助上限額14,000円	一律1,000円	補助率60%以内 補助上限額20,000円 (専用柱の撤去を伴う ものに限る)	6月の電灯料× 12カ月の80%	
備考		年間の電灯料の額は基準月の電灯料に12月を乗じて得た額							
補助規模(実績等)		電灯料:31,759灯、設置等(修繕・撤去・自動点滅器含む):617灯(令和4年度実績)							
補助主体		公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団							
担当課、係名		公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団							
連絡先		Tel: 354-8328 Fax: 354-8349 E-mail: machidukuri@city.yokkaichi.mie.jp							

	地域防犯活動支援事業補助金
対象者	防犯パトロールや見守り活動を実施する団体
制度概要	自主防犯団体が行う地域の防犯活動に必要な物品の購入などの費用に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・補助対象経費に9/10を乗じた額(百円未満の端数は切り捨て) ・上限:10万円 ・ただし、補助対象経費のうち、ドライブレコーダーにかかる経費の補助上限額は、車両 1台につき1万円
備考	 ・ドライブレコーダーにかかる補助は青パト団体に限る ・申請の際、必要書類の提出先は主たる活動区域を管轄する地区市民センターの窓口 ・補助金の支払いは事業完了後(ただし必要な場合は交付決定額の9割までを事前に請求できる) ・例年4月に募集、6月下旬締め切り
補助規模(実績等)	30団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	市民協働安全課(市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8179 Fax: 354-8316 E-mail: shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

	自主防災組織設置補助金				
対象者	自治会				
制度概要	自治会が地域において防災活動を行う自主防災組織を設置した際に、その資機材整備を行 う経費に対する補助				
補助内容 (率、上限など)	・補助率:10/10 ・上限:15万円				
補助要件等	設立の際の1回限り				
補助規模(実績等)	0団体(令和4年度実績)				
補助主体	四日市市				
担当課、係名	危機管理課(市役所 6 階)				
連絡先	Tel: 354-8119 Fax: 350-3022 E-mail: kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp				

	地区防災組織活動補助金
対象者	地区防災組織(29地区)
制度概要	地区連合自治会が主体となって結成した地区防災組織が、地域防災力向上のために実施する防災訓練や啓発事業、資機材整備などに要する経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・補助率:ソフト事業10/10、ハード事業2/3 ・上限額:地区ごとに定める額
備考	地区市民センターを経由して申請
補助規模(実績等)	29団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	危機管理課(市役所 6 階)
連絡先	Tel: 354-8119 Fax: 350-3022 E-mail: kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

	地域防災組織育成助成事業(コミュニティ助成事業)
対象者	自主防災組織およびその連合体など
制度概要	災害の被害防止活動および軽減活動に直接必要な設備等の整備費用に対する助成
補助内容 (率、上限など)	1 件につき、30万円から200万円まで(10万円単位)
補助要件等	・建築物、消耗品を除く ・宝くじの助成金で整備した旨の広報および表示を要する
備考	令和5年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択
補助規模(実績等)	四日市市内で 0 団体(令和 4 年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	危機管理課(市役所 6 階)
連絡先	Tel: 354-8119 Fax: 350-3022 E-mail: kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

	防犯カメラ設置事業補助金
対象者	自治会その他の地域的な市民活動を行う地域団体、商店街振興組合など
制度概要	公共の場所に向けて新たに防犯カメラを設置する団体への補助
補助内容 (率、上限など)	 ・通学路またはごみ集積所に向けて設置する場合 購入:上限40万円(補助率:2/3) 賃貸借:上限8万円(補助率:2/3) ・上記以外の公共の場所に向けて設置する場合 購入:上限30万円(補助率:1/2) 賃貸借:上限6万円(補助率:1/2)
補助要件等	補助金を受けるにあたっては事前申込みが必要
申請時期	事前申込み期限:6月30日(木) ※事前申込みの必要書類の提出先は、主たる活動区域を管轄する地区市民センターの窓口
備考	補助金の対象となる経費は下記のいずれかに該当する場合に限る ・防犯カメラの購入および設置工事にかかる費用 ・防犯カメラ設置の表示にかかる費用 ・防犯カメラの賃貸借にかかる年間費用 ※補助の対象となる防犯カメラは未使用品に限る
補助規模(実績等)	・通学路及びごみ収集場向け:74台(うちリース3台) ・通学路以外の公共の場所向け:14台 (令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	市民協働安全課(市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8179 Fax: 354-8316 E-mail: shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

	老朽化施設整備事業補助金
対象者	自治会など
制度概要	自治会などが維持管理する防災施設のうち、消防の用に供する火の見やぐらまたは防火水 槽などの施設について、その解体および撤去に要する費用に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・解体および撤去に要した費用の1/2 ・上限:35万円
補助要件等	自治会または施設を所有する者への補助で、対象施設が老朽化により保守管理が困難とな り危険性を有するものなどに対する補助
備考	補助は、1施設について1回限り
補助規模(実績等)	3団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	消防本部 消防救急課 警防係
連絡先	Tel: 356-2004 Fax: 356-2016 E-mail: syoboukyukyu@city.yokkaichi.mie.jp

	ブロック塀等撤去費補助制度
対象者	道路などに面するブロック塀等の撤去を行う所有者
制度概要	ブロック塀等の撤去費用に対する補助
補助内容 (率、上限など)	以下のうち、いずれか少ない額の1/2、上限:20万円 (1)ブロック塀等の撤去に要した費用(処分に係る経費を含む) (2)撤去するブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じた額
補助要件等	対象となるブロック塀等は、次のいずれにも該当するものとする ・道路などに面するブロック塀等 ・道路などからの高さが1m以上(道路などと敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路などに面する高さが1m以上かつ敷地地盤面からの高さが60cm以上)であるブロック 塀等 ※ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック造またはれんが造、石造その他の組積 造による塀および門柱をいう
備考	・補助は、一敷地につき1回限り ・隣地に面したブロック塀等は対象外 ・申請及び交付決定後にブロック塀等を撤去すること
補助主体	市市日四
担当課、係名	建築指導課 許可認定係
連絡先	Tel: 354-8183 Fax: 354-8404 E-mail: kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp

	瓦屋根耐風改修工事費補助制度
対象者	市内に存する瓦屋根を有する建築物の所有者で、瓦屋根の全面改修を行うもの
制度概要	既存建築物の瓦屋根について、調査の結果、新基準に適合していない建築物に対し、耐風性能を有する屋根への改修工事に必要な費用に対する補助 ※瓦屋根とは、粘土瓦又はセメント瓦をいう
補助内容 (率、上限など)	次の①、②のうち、少ない額の23%を補助する ① 改修工事に要した費用 ② 24,000円に屋根面積を乗じた額(上限2,400,000円/棟) ⇒ 最大補助額:552,000円/棟(=2,400,000円×23%)
補助要件等	次の全てに該当する瓦屋根を改修する場合 ・有資格者による調査の結果、新基準に適合していない建築物の瓦屋根であること ・一棟の建築物における瓦屋根の全面改修を行うこと ・四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱により補助金の交付を受ける建築物の場合、当該補助金の対象工事として瓦屋根の改修を行わないもの
申請時期	随時
備考	・補助は、一棟につき1回限り ・一棟の建築物の瓦屋根において、部分的な改修は対象外 ・申請及び交付決定後に契約し改修工事を行うこと
補助主体	四日市市
担当課、係名	建築指導課 許可認定係
連絡先	Tel: 354-8183 Fax: 354-8404 E-mail: kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp

	(新)有形文化財保存・修復事業助成
対象者	美術工芸品(絵画・彫刻・工芸品など)の所有者 (建造物・国指定・営利企業は除く)
制度概要	芸術的・学術的に価値の高いものの保存・修復にかかる経費
補助内容 (率、上限など)	・補助金総額:2,500万円 ・応募額:500万円以内 ・採択件数:12件程度(令和3年度32件)
補助要件等	建造物・国指定は除外
申請時期	12月頃
補助主体	公益財団法人 三菱財団
担当課、係名	文化課(市役所 9 階)
連絡先	Tel: 354-8238 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	大四日市まつり山車等復元に対する助成金
対象者	市内の山車等で申請を行う年に大四日市まつりに出演を予定しているものまたは出演した もの
制度概要	戦前の四日市まつりに出演した山車等及び大四日市まつりに出演している団体が使用する 道具類等の復元・修理を行う経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	山車等の復元修理に要した経費の1/2以内(基金の範囲内において助成) ただし、助成金は復元の場合30万円、修理の場合20万円を限度とする
補助要件等	完成後は実行委員会の求めに応じて大四日市まつりに出演すること
申請時期	随時
補助主体	大四日市まつり実行委員会
担当課、係名	大四日市まつり実行委員会事務局(市担当:市役所9階 観光交流課)
連絡先	Tel: 354-8176 Fax: 354-8315 E-mail: kankou@city.yokkaichi.mie.jp

	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(国指定文化財)
対象者	国指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	国指定文化財についての保存措置に対する補助
補助内容 (率、上限など)	 ・補助対象事業費200万円以上 ・文化庁から補助対象事業費の1/2 三重県から補助対象事業費の1/10以内 四日市市から補助対象事業費の2/10以内
補助要件等	文化財が国指定文化財であること
申請時期	前年度 5 月頃計画提出
備考	前年度4月頃までに文化課へ相談
補助主体	文化庁・三重県・四日市市
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	文化財関係事業補助金(県指定文化財)
対象者	県指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	県指定文化財についての保存措置に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・補助対象事業費15万円以上 ・三重県から補助対象事業費の1/2以内 四日市市から補助対象事業費の1/4以内 (特別活用にかかるものについては3/8以内)
補助要件等	文化財が県指定文化財であること
申請時期	前年度5月頃計画提出
備考	前年度4月頃までに文化課へ相談
補助主体	三重県・四日市市
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	文化財保存整備事業補助金(市指定文化財)
対象者	市指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	市指定文化財についての保存措置に対する補助
補助内容 (率、上限など)	・全事業費の内、市が認定した事業費が15万円以上 ・全事業費の内、市が認定した事業費の1/2以内 ※特別活用にかかる文化財の場合、全事業費の内、市が認定した事業費の3/4以内
補助要件等	文化財が市指定文化財であること
備考等	前年度8月までに文化課へ相談
補助規模(実績等)	2団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	地域文化活動事業助成
対象者	芸術文化団体、民俗芸能保持団体(地域団体なども含む)
制度概要	伝統民俗芸能公演または公開事業、伝統民俗芸能の保存伝習事業にかかる経費
補助内容 (率、上限など)	財団の予算の範囲内で都道府県で1件以内
補助要件等	・事業が伝統的な民俗芸能に関連するもの ・地域文化発展のための助成効果が期待できるもの ・団体の位置付け、組織が明確なもの
申請時期	・例年、前年度の12月頃募集受付 ・該当する指定文化財の所有者には案内を送付
補助規模(実績等)	0件(令和4年度実績)
補助主体	一般財団法人 冲永文化振興財団
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	地域の伝統文化保存維持費用助成
対象者	地域の民俗芸能および民俗技術を保持している個人・団体
制度概要	後継者育成にかかる諸経費
補助内容 (率、上限など)	・地域の民俗芸能:70万円以内 ・地域の民俗技術:40万円以内
補助要件等	国指定重要無形民俗文化財、流派が確立されているもの、伝統性や地域性が希薄なもの、 学校教育の一環として行われる民俗芸能は対象外
申請時期	・例年、前年度の11~12月に募集受付 ・該当する指定文化財の所有者には案内送付
補助規模(実績等)	0件(令和4年度実績)
補助主体	公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団
担当課、係名	文化課(市役所 9 階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	文化財維持•修復事業助成
対象者	美術工芸品(絵画・彫刻・工芸品など)の所有者 (営利法人などを除く、地縁団体なども含む)
制度概要	芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品の修理にかかる経費
補助内容 (率、上限など)	・補助金総額:7,000万円 ・助成件数:40件程度(令和3年度)
補助要件等	祭礼などで使用される山車は対象外
申請時期	例年、前年度の10~11月に募集受付
補助規模(実績等)	0件(令和4年度実績)
補助主体	公益財団法人 住友財団
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	無形の文化財、伝統文化の記録や研究、保存・伝承活動補助
対象者	個人、団体(永続性のある活動団体)
制度概要	無形の文化財、伝統文化の記録や研究、保存・伝承活動において有効な成果が期待できる 事業に対する補助的な援助
補助内容 (率、上限など)	30万~200万円程度
補助要件等	・伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能および行事など、無形の文化財、伝統文化の記録や研究、保存・伝承活動における有効な成果が期待できる事業・営利目的およびイベント、演奏会、個展などの運営経費は対象外
申請時期	2~3月頃
補助規模(実績等)	0件(令和4年度実績)
補助主体	公益財団法人 ポーラ伝統文化振興財団
担当課、係名	文化課(市役所 9 階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	文化財保護活動助成
対象者	対象文化財を保有・継承・管理している日本国内の非営利法人及び地方自治体や町会・ 自治会
制度概要	美術・工芸品・史跡・考古資料等の保存・修復・公開活動、およびこれらの文化財の環境 保全等に関わる事業
補助内容 (率、上限など)	助成金総額5,000万円前後 ※1件あたり10万円から数100万円
補助要件等	修復等の事業が完了した後に対象文化財を広く一般に公開すること
申請時期	例年、前年度の5月中旬~7月上旬に募集受付 該当する指定文化財の所有者には案内送付
補助主体	公益財団法人 朝日新聞文化財団
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	市民文化事業支援補助金
対象者	文化事業を実施しようとする団体
制度概要	市民の団体が全市を対象に実施する文化事業、地区内で活動する団体が地区を対象に実施 する文化事業に対する支援
補助内容 (率、上限など)	・全市的事業:補助対象経費の1/2以内、上限:20万円 ・地区事業:補助対象経費の1/2以内、上限:10万円
補助要件等	・全市的事業 定期・定例的な事業および過去に2回以上文化振興基金活用事業補助金 (平成27年度まで) や市民文化事業支援補助金を受けている団体の事業は 除く、書類および面接による審査有
	・地区事業 前回申請時と同じ事業や他の事業に付随する事業は除く、書類審査有
申請時期	4月頃
補助規模(実績等)	4 団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8239 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金
対象者	市内の伝統的な文化行事などを担う地域住民主体の団体
制度概要	・伝統的な文化行事などの担い手育成等に関する事業への支援 ・伝統的な文化行事などの保存・継承に関する事業への支援
補助内容 (率、上限など)	(1)伝統的な文化行事などの担い手育成等に関する事業:補助対象経費の1/2以内、 上限:20万円 (2)伝統的な文化行事などの保存・継承に関する事業:補助対象経費の1/4以内、 上限:40万円 ①地域の伝統的な文化行事などの用具類等の更新(新調や修繕) ②地域の伝統的な文化行事などの用具類や郷土資料を保管する施設の修繕等整備
補助要件等	(2)伝統的な文化行事等の保存・継承に関する事業について、 ①は、伝統的な文化行事などが国・県・市の指定文化財の場合は除く ②は、伝統的な文化行事などの用具類自体が国・県・市の指定文化財の場合は除く
申請時期	随時
補助規模(実績等)	1事業(令和4年度実績)
補助主体	市市日四
担当課、係名	文化課(市役所 9 階)
連絡先	Tel: 354-8240 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	四日市市民間文化施設活用事業支援補助金
対象者	文化事業を実施しようとする団体または個人
制度概要	市民が低価格で優れた芸術文化事業に触れることができるよう、高度な設備を有する民間 文化施設を利用して行われる文化事業に対する補助
補助内容 (率、上限など)	補助対象経費の1/2以内、上限:20万円
補助要件等	以下のいずれかの基準を満たす市内の民間文化施設において行われる質の高い文化事業 (書類審査有) (1)音楽コンサートの場合 固定客席数200以上を有し、優れた音響効果を備えたホール (2)映画上映開催の場合 固定客席数90以上を有する、映画が上映できる専用施設
申請時期	随時
補助規模(実績等)	2団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	文化課(市役所 9 階)
連絡先	Tel: 354-8239 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

	四日市市文化活動促進補助金
対象者	文化事業を実施しようとする団体または個人
制度概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた国、県、市の方針に沿って市民自らが行う事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じるための経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	補助対象経費の1/2以内、上限:10万円
補助要件等	(1)四日市市文化会館第1ホール及び第2ホール、展示室、あさけプラザホールを利用して開催し、市民自らが文化活動を発表し、公開する催し物(ただし、入場料等を徴収しないものに限る) (2)令和5年度の市民文化事業支援補助金(全市的事業、地区事業)または民間文化施設活用事業に採択された催し物 (3)ユネスコ無形文化遺産継承支援補助金または四日市市地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金を活用する、もしくは地域で定期的に行われる伝統的な文化行事
申請時期	随時
補助規模(実績等)	8団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	文化課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8239 Fax: 354-4873 E-mail: bunka@city.yokkaichi.mie.jp

⑤高齢者

	老人クラブ補助金
対象者	四日市市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ
制度概要	老人クラブの自主的活動をより充実させるために「友愛訪問活動・清掃奉仕・地域見守 り・教養講座開催・スポーツ活動」の各事業について補助
補助内容 (率、上限など)	(1)各単位クラブについて会員割(会員1人あたり単価400円)および単位クラブ割 (1単位クラブあたり単価4,000円)を補助 (2)また、重点配分枠として1単位クラブあたり上限5万円を、原則として各地区1単位 クラブへ補助
補助規模(実績等)	173団体(令和4年度実績)
補助主体	市市日四
担当課、係名	高齢福祉課 企画係(市役所3階)
連絡先	Tel: 354-8455 Fax: 354-8280 E-mail: koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp

⑤高齢者

	地区敬老行事補助金
対象者	地区社会福祉協議会、連合自治会など
制度概要	敬老の日前後に地域住民が高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、地域で行事を実施する団 体へ補助
補助内容 (率、上限など)	7月1日現在の70歳以上(敬老の日現在)の人口に応じて地区ごとの上限額を設定
補助規模(実績等)	34団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	高齢福祉課 企画係(市役所3階)
連絡先	Tel: 354-8455 Fax: 354-8280 E-mail: koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp

	介護予防・生活支援体制づくり事業
対象者	地縁団体、NPO、ボランティアなどで公共の利益を目的とした市民活動を実施する団体
制度概要	高齢者の介護予防や生活支援に資する活動の立ち上げ補助
補助内容 (率、上限など)	・補助率:対象経費の9/10 ・補助金額上限:120万円
補助要件等	プレゼンテーションを行い、審査会による審査
申請時期	5月(予定)※応募状況により、追加募集あり
備考	1事業につき1回限り
補助主体	四日市市
担当課、係名	高齢福祉課 地域支援係(市役所 3 階)
連絡先	Tel: 354-8170 Fax: 354-8280 E-mail: koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp

	子どもゆめ基金
対象者	次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、子供の健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が対象 (1)公益社団法人、公益財団法人または一般社団法人、一般財団法人 (2)特定非営利活動法人 (3)上記(1)(2)以外の法人格を有する団体(次に掲げる団体を除く) ①国または地方公共団体 ②法律により直接に設置された団体 ③特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 (4)法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体
制度概要	子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施するさまざまな体験活動や読書活動など に対する助成
補助内容 (率、上限など)	・助成対象活動:①子どもを対象とする活動 ②子どもを対象とする活動を支援する活動 ・申請件数(1団体あたり):分野を問わず3件まで ・助成金額(1件あたり):2~50万円 ・活動規模(参加者を募集する範囲):市区町村規模
補助要件等	・令和5年度二次募集として実施(令和5年度一次募集は受付終了) ・二次募集では、2023年10月1日から2024年3月31日までの間に行われる活動に限る ・募集期間は、2023年5月1日(月)~6月27日(火)まで(当日17時締切)
備考	詳しくは、ホームページの募集案内参照 https://yumekikin.niye.go.jp/download/boshu_koufu.html
補助規模(実績等)	全国で3,391件(令和4年度採択件数)
補助主体	独立行政法人 国立青少年教育振興機構
担当課、係名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部助成課
連絡先	Tel:03-5790-8117,8118(フリーダイヤル:0120-579-081 ※9時~17時45分) Fax:03-6407-7720 E-mail:yume@niye.go.jp

_	青少年健全育成助成事業(コミュニティ助成事業)
対象者	コミュニティ組織(自治会・町内会など)
制度概要	コミュニティ組織が行う事業で、青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が親子で参加するソフト事業とする (1)スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 (2)文化・学習活動に関する事業 (3)その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業
補助内容 (率、上限など)	1件につき、30万円から100万円まで(10万円単位)
補助要件等	単年度事業であること(毎年繰り返し実施する事業でないこと)
備考	令和5年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し、補助採択
補助規模(実績等)	三重県で0団体(令和4年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課(市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8146 Fax: 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

⑥子ども・教育

	放課後児童健全育成事業補助金(学童保育所補助)
対象者	児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業(学童保育事業)を実施する運営委員会など
制度概要	学童保育事業を実施する運営委員会等を対象に、事業実施にかかる運営費および施設設 備・設備整備費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	(1)運営費補助 (2)備品整備費補助 (備品、AED等) (3)建設費補助 (新築、増改築等) (4)環境改善費補助 (小規模工事、修繕等) (5)資格研修費補助 など ※上記の内容について詳しくは、下記の担当課までお問い合わせください 補助対象となる団体は、1小学校区あたり1運営委員会に限られています なお、市内には令和4年4月時点、全小学校区に学童保育所が設置されています
補助要件等	児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業(学童保育事業)を実施する運営委員会など
補助規模(実績等)	37団体(令和4年度実績 69カ所74クラス)
補助主体	四日市市
担当課、係名	こども未来課 学童保育係 (総合会館3階)
連絡先	Tel: 354-8464 Fax: 354-8061 E-mail: gakudou@city.yokkaichi.mie.jp

	子ども広場整備事業補助金
対象者	自治会他
制度概要	遊びを通して心豊かでたくましい子どもの育成を図るため、民間の団体または有志者が建 設する子ども広場の整備事業に対する補助
補助内容 (率、上限など)	(1)広場の新規造成事業 ①設備費:必要な設備について補助、ただし用地面積に応じ上限あり ②用地造成費:用地造成費の2/3以内、上限:70万円 (2)子ども広場の施設の増設、補修事業 増設、補修に要する経費(10万円以上)に対し、その2/3以内、上限:30万円 (3)子ども広場の危険防止対策事業 自然災害などによる危険防止対策が必要なものについて、経費の2/3以内、ただし 用地面積に応じ上限あり
補助要件等	(1)子ども広場の設置基準は、原則1町内に1カ所(ただし、2カ所以上設置する場合は、子ども広場相互間の距離が、直線で500m以上とする) (2)子ども広場の用地は、設置者の所有または5年以上の借用または使用承認を受けたものとする (3)用地面積は、最低2点以上の遊具などが設置でき、かつ利用に危険が伴わない範囲の広さであること
申請時期	前年度8月頃計画提出
備考	新規造成の場合は事前にこども未来課青少年育成室へ相談
補助主体	中日市市
担当課、係名	こども未来課 青少年育成室 (総合会館 5 階)
連絡先	Tel: 354-8247 Fax: 354-8444 E-mail: ikuseishitsu@city.yokkaichi.mie.jp

	子ども食堂等支援事業費補助金
対象者	市内において、子ども食堂等の事業を実施する団体
制度概要	子どもが孤独・孤立に陥らないようにするため、子ども食堂等を実施し、かつ、子どもの 支援に関わる行政機関等の相談窓口を周知する事業を実施する団体等に対し、当該事業の 実施に必要な経費の全部又は一部を補助
補助内容 (率、上限など)	補 助 率:補助対象経費の10/10 補助限度額:150万
補助要件等	次に掲げる事業を実施すること (1)子ども食堂やフードパントリーなど、子どもの居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業 (2)学習教室など子どもに学習機会を提供する事業 (3)相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子どもとその保護者を行政等の必要な支援につなげる事業 (4)その他上記に類する事業 ※これらの事業の実施方法、体制、衛生管理及び事故防止に関する要件があるため、詳しくは、下記の担当課までお問い合わせください
申請時期	令和5年4月3日(月)~同年10月31日(火) ※申請額が予算額に達した場合、受付を終了することがあります
備考	補助金の申請を希望する団体は、申請関係書類を提出する前に、 こども未来課企画総務係にご相談ください
補助主体	四日市市
担当課、係名	こども未来課 企画総務係 (総合会館 3 階)
連絡先	Tel: 354-8038 Fax: 354-8061 E-mail: kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp

	資源集団回収助成金
対象者	地域住民などで構成する団体で登録を受けたもの
制度概要	ごみの減量および資源の有効利用の促進を図るため、団体が自主的に実施する再生資源の 集団回収を通じ、地域社会づくりに資する活動にかかる経費の一部を助成
補助内容 (率、上限など)	集団回収した再生資源(紙類および布・衣類)の重量 1 kgにつき 5 円 (1 kg未満の端数は切捨)
補助要件等	集団回収を実施した日から起算して60日以内、又は集団回収を実施した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに所定の用紙を提出してください ※事前に団体登録が必要となります
補助規模(実績等)	117団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	生活環境課 ごみ減量推進係 (市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8192 Fax: 354-4412 E-mail: seikatsukankyou@city.yokkaichi.mie.jp

	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
対象者	自治会など
制度概要	集会所などに合併処理浄化槽を設置する費用の一部補助
補助内容(率、上限など)	・新築補助金(新築・改築・増築) 5 人槽:18万円、6~7 人槽:23万1千円、8~10人槽(※):29万2千円 ・転換補助金(汲み取り便槽または単独処理浄化槽からの転換) 5 人槽:54万円、6~7 人槽:64万2千円、8~10人槽(※):76万5千円
補助要件等	事前に補助対象であるかの確認が必要
備考	※住宅にかかる申請の場合は、 $8\sim50$ 人槽となります(補助金については上記と同額)
補助主体	市市日四
担当課、係名	上下水道局 生活排水課 浄化槽指導係
連絡先	Tel: 354-8402 Fax: 354-8375 E-mail: seikatsuhaisui@city.yokkaichi.mie.jp

	花と緑いっぱい事業補助金
対象者	ボランティア団体など
制度概要	公園や子ども広場、街路などの公共施設での花壇設置や、植樹による緑化活動に対する 支援
補助内容 (率、上限など)	 ・補助率:9/10以内 ・補助金額上限 花壇事業:15万円 (1 m³あたり5,000円以内) 緑化事業:15万円 ※予算内の補助となるため、金額が減額される場合あり
補助要件等	事業計画書の提出を行い、花と緑いっぱい事業補助金交付要綱に基づく審査あり
申請時期	前年度の1月頃
備考	当該公共施設管理者の事業承認が必要
補助規模(実績等)	78団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	公園緑政課(市役所4階)
連絡先	Tel: 354-8197 Fax: 354-8404 E-mail: kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp

	ふれあいの道事業
対象者	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体または道路愛護活動を行う その他の団体および企業
制度概要	三重県が管理する道路を含む区域の除草、清掃、植栽など道路の美化、維持活動に対する 支援
補助内容 (率、上限など)	・補助率:10/10(清掃用物品、花木・苗・肥料など) ・上限 初年度→10万円 2年度→3万円 以降は、2年度の翌年度から起算して3年度目毎に3万円分を限度として補助
補助要件等	・3年度以降も活動の継続が可能であること ・活動に参加する人数が、概ね10人以上であること ・年3回以上の除草、清掃が可能であること ・県が管理する道路実延長が概ね500m以上の区間であること
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助規模(実績等)	四日市市内で 0 団体(令和 4 年度実績)
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel: 352-0667 Fax: 352-0666 E-mail: hkenset@pref.mie.lg.jp

	道路美化ボランティア活動助成事業
対象者	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が管理する道路における草刈、清掃およびその他の道路環境の美化および保全に対 する支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での保険料の負担および消耗品類の提供
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助規模(実績等)	四日市市内で10団体(令和4年度実績)
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel: 352-0667 Fax: 352-0666 E-mail: hkenset@pref.mie.lg.jp

	河川美化ボランティア活動推進事業
対象者	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が管理する河川における草刈、清掃およびその他の河川環境の美化、保全に対する 支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での保険料の負担および消耗品類の提供
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助規模(実績等)	四日市市内で9団体(令和4年度実績)
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel: 352-0667 Fax: 352-0666 E-mail: hkenset@pref.mie.lg.jp

	河川環境整備事業(フラワーオアシス推進事業)
対象者	植栽などを確実に行い、河川環境の美化に貢献できるボランティア団体など
制度概要	三重県が管理する河川の河川敷における花木の苗、種子などの植栽および植栽した花木等 の維持管理に対する支援
補助内容 (率、上限など)	・予算の範囲内での種子、苗木などを提供 ・上限:約50万円分
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助規模(実績等)	四日市市内で5団体(令和4年度実績)
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel: 352-0667 Fax: 352-0666 E-mail: hkenset@pref.mie.lg.jp

	海岸美化ボランティア活動推進事業
対象者	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が所管する海岸における草刈、清掃およびその他の海岸環境の美化、保全に対する 支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での保険料の負担および消耗品類の提供
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助規模(実績等)	四日市市内で3団体(令和4年度実績)
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel: 352-0667 Fax: 352-0666 E-mail: hkenset@pref.mie.lg.jp

	草刈作業に伴う消耗品などの提供
対象者	地元団体(自治会、婦人会、老人会、水利組合、公園愛護会、市民団体およびこれに準ずる既存団体)
制度概要	四日市市が管理する河川、排水路、公園、緑地、道路において、地元団体が草刈作業で使 用する消耗品などの提供
補助内容 (率、上限など)	 ・草刈り機の替刃:上限3枚 ・鎌:上限5本 ・レーキ:上限5本 ・混合ガソリン:上限100 ※いずれも1団体1年度あたり
補助要件等	事前に申請書の提出が必要
申請時期	随時
備考	消耗品などの提供は申請受付順とし、予算の範囲内で実施
補助主体	四日市市
担当課、係名	(1)河川・市街化調整区域の排水路:河川排水課 管理係(市役所4階)(2)公園・緑地:公園緑政課(市役所4階)(3)道路:道路維持課 維持第1係 維持第2係(市役所6階)
連絡先	(1)Tel: 354-8357 Fax: 354-8404 E-mail: kasenhaisui@city.yokkaichi.mie.jp (2)Tel: 354-8197 Fax: 354-8404 E-mail: kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp (3)Tel: 354-8215 Fax: 354-8057 E-mail: douroiji@city.yokkaichi.mie.jp

	公園の維持管理活動に伴う消耗品などの提供
対象者	公園愛護会(自治会、婦人会、老人会、子供会などの地域住民により構成された団体での 結成が条件となります)
制度概要	四日市市が管理する都市公園において、公園愛護会が公園を維持管理するために必要な清 掃用具などの提供
補助内容 (率、上限など)	竹ほうき:5本、てみ:5個、熊手:5本、くわ:2本、草刈鎌:2本、鋸鎌:2本、 剪定ばさみ:2本、スコップ:4本 ※上記は愛護会結成時の基本支給品目であり、必要に応じて草刈機の替刃や燃料などの 支給も行います
補助要件等	事前に申請書の提出が必要
申請時期	随時
備考	消耗品などの提供は申請受付順とし、予算の範囲内で実施
補助主体	四日市市
担当課、係名	公園緑政課(市役所4階)
連絡先	Tel: 354-8197 Fax: 354-8404 E-mail: kouenryokusei@city.yokkaichi.mie.jp

	生ごみ処理機購入費補助金
対象者	市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主(法人は対象外)
制度概要	一般家庭から排出される生ごみの減量および資源の再利用意識の高揚を図るため、生ごみ 処理機の購入に要する経費の一部を補助
補助内容 (率、上限など)	補助率:処理機の購入に要した経費の1/2 上限額:15,000円
補助要件等	補助対象は、電力を用いて、かくはん、加温送風等を行うことにより、生ごみの堆肥化又 は減量を行う機械 処理機を購入した日から起算して60日以内、又は処理機を購入した日の属する年度の末 日のいずれか早い日までに所定の用紙を提出してください *令和5年度から購入後の事後申請となりました
申請時期	随時
備考	補助の対象となる処理機の基数は、1世帯当たり1基とする ※ただし、買替えその他市長が認めるものは、この限りではない
補助主体	四日市市
担当課、係名	生活環境課 ごみ減量推進係 (市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8192 Fax: 354-4412 E-mail: seikatsukankyou@city.yokkaichi.mie.jp

⑧商工農水

	食と農のふれあい推進事業費補助金
対象者	市内農水畜産業者、市民団体、個人など
制度概要	農家や地域住民が子どもたちのために行う農業体験や調理体験などの食育推進活動を支援 するとともに、市民と農業のふれあいの場としての市民菜園の開設を奨励
補助内容 (率、上限など)	 (1)食育活動事業費 ・農業体験や調理体験に必要な原材料費、講師料、印刷費など ・補助対象事業費の1/2以内、上限:20万円(予算の範囲内で交付) (2)市民菜園整備事業費 ・市民菜園に設置する給排水設備、保管庫、看板などの整備費 ・補助対象事業費の1/2以内、上限:30万円(予算の範囲内で交付)
補助要件等	・体験には地元産農水畜産物を使用し、また、地元農水畜産業者の指導、監督の下で行う こと ・菜園を開設する場所は市内の農地とし、開設に関しての関係法令(農地法等)上の手続 きを完了し、また、開設した菜園は5年以上利用されること
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水政策係(市役所7階)
連絡先	Tel: 354-8180 Fax: 354-8307 E-mail: nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

	鳥獸被害防止対策事業費補助金
対象者	農家組合、自治会など
制度概要	農作物などへ被害を及ぼす有害鳥獣への対策にかかる補助
補助内容 (率、上限など)	補助率:予算の範囲内で1/2以内
補助要件等	電気柵の設置などに要する経費
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水畜産係(市役所7階)
連絡先	Tel: 354-8182 Fax: 354-8307 E-mail: nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

8商工農水

	鳥獸被害自主防除活動事業交付金
対象者	自治会など
制度概要	自治会などが自主的に取り組む野生鳥獣による被害防止活動に要する活動経費に対する 支援
補助内容 (率、上限など)	・上限:5万円 ・1団体1年あたり
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水畜産係(市役所7階)
連絡先	Tel: 354-8182 Fax: 354-8307 E-mail: nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

9スポーツ

	運動広場整備事業補助金
対象者	民間の団体または有志
制度概要	地区住民の健康を増進し、スポーツを通じ相互の親睦を図るため、運動広場の整備事業に ついて経費を助成
補助内容 (率、上限など)	(1)新規造成事業 敷地面積 敷地造成費 設備費 2,000㎡~4,000㎡未満 80万円 120万円 4,000㎡以上 80万円 160万円 (※補助限度額) 〔敷地面積4,000㎡以上で、敷地の造成に要した経費が80万円を超えた場合は、 その超えた分の 2/3を80万円に加算した額 ※ただし、敷地の造成にかかる補助金と設備にかかる補助金との合計額が160万円を 越える場合は、160万円を限度とする
	(2)敷地および設備の増設または補修などの事業補助 経費の実支出額の2/3以内、上限:20万円 (3)危険防止対策事業 経費の実支出額の2/3以内、上限:80万円
補助要件等	運動広場設置基準 ・1小学校区1カ所とする ・用地は設置者の所有または5年以上(敷地および設備の増設または補修などの事業については2年以上)の期間にわたり借用もしくは使用承認を受けたものであること 補助対象施設基準 ・敷地面積の基準は2,000㎡以上とする ・設置の基準は次のとおりとする バックネット・球技用ポストなど 危険防止用フェンス 手足洗場など給排水施設・便所施設・倉庫など
備考	補助を受けた運動広場を5年(敷地および設備の増設または補修などの事業については2年)に満たない期間で廃止するときは、使用年数に応じた返還比率により、交付した補助金の全部または一部を返還しなければならない
補助規模(実績等)	2 団体(令和4 年度実績)
補助主体	市市日四
担当課、係名	スポーツ課 施設係(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8428 Fax: 354-8432 E-mail: sports@city.yokkaichi.mie.jp

	市民自主運行バス事業補助金
対象者	市民団体など(NPO法人など道路運送法の許可が得られる団体)
制度概要	バス運行に必要と認められる経費の補助
補助内容 (率、上限など)	補助対象経費の2分の1 ただし、当期純利益を超えることができないものとする。 ※別途、市民自主運行バス強化促進事業費補助金交付制度による加算金(最大250万円) あり。
補助要件等	(1)市民団体などが運営主体となり運行する乗り合いバス事業 (2)一定の受益者負担を求め、道路運送法の許可を得て運営される事業 (3)公共交通の空白地域の市民の生活交通手段確保の目的で行われる事業で、市長が 公益上必要と認めた事業
補助規模(実績等)	1団体(令和4年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	都市計画課 公共交通推進室(市役所 4 階)
連絡先	Tel: 354-8095 Fax: 354-8404 E-mail: koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp

	地域づくり団体活動支援事業
対象者	地域づくり団体全国協議会に登録されている市内の地域づくり団体の内、一般財団法人地域活性化センターの賛助会員 ※ただし、同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」または「地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業」の助成を受けた団体を除く
制度概要	地域づくり団体が地域住民などを対象に実施する自主的・主体的な研修会事業等について、講師招聘にかかる謝金・旅費に対する助成
補助内容 (率、上限など)	謝金:定める基準の範囲内で、実際に事業に要する額(上限10万円) 旅費:実際に事業に要する交通費および宿泊費(日当除く)と規程を準用して 算出した交通費および宿泊費とのいずれか小さい額(上限10万円) 助成金総額の上限:15万円
補助要件等	・助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師などを招聘して開催する 研修会の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの) ・助成対象団体が自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバ イザーなどを招聘して指導もしくは助言を受ける事業 ・令和5年4月1日から令和6年2月28日までの間に実施する事業 ・1団体あたり1事業のみ
申請時期	令和5年3月1日~12月31日
備考	・登録団体の場合、交付申請は、みえ地域づくり団体交流会議(三重県地域連携部地域支援課)を経由し、全国協議会に提出 ・事業実施の1カ月前までに地域づくり団体全国協議会へ申請書を提出(ただし、年間 予算に達し次第、受付終了) ・実施要綱は地域活性化センターホームページ「地域づくり団体のひろば」に記載 (問い合わせ: みえ地域づくり団体交流会議(三重県地域連携部地域支援課)Tel:059-224-2420
補助規模(実績等)	講師等派遣事業:全国で59団体(令和4年度実績)
補助主体	地域づくり団体全国協議会
担当課、係名	地域づくり団体全国協議会事務局(地域活性化センター 地域づくり団体支援室内)
連絡先	Tel: 03-5202-6136 Fax: 03-5202-0755 E-mail: chi-dantai@jcrd.jp

⑪その他

	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業
対象者	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体の内、一般財団法人の賛助会員 ※ただし、同年度に「地域づくり団体活動支援事業」または「都道府県協議会等体制強化 事業」の助成を受けた団体を除く
制度概要	地域づくり団体の活動資金の調達の円滑化を図るため、クラウドファンディングの活用に伴う費用の一部を助成 ※ただし、助成対象事業は支援総額が目標金額を達成した事業とする
補助内容 (率、上限など)	・助成金の額は、目標金額の25%または25万円のいずれか低い額を上限とする ・助成金の上限について、下記(1)、(2)および(3)の区分毎にそれぞれ定める額とする ほか、(1)、(2)および(3)の合計額で15万円とする (1)アドバイザー招聘費:アドバイザー招聘に要する謝金および旅費の額 (上限15万円) (2)広報費:クラウドファンディング活用における広報に要する額 (上限15万円) (3)リターン品にかかる経費:支援者に対するリターン品にかかる経費に要する1/2の額 (上限10万円) (4)支払手数料:クラウドファンディング事業者に支払う手数料の1/2の額 (上限10万円) ※ただし、目標金額から受領金額を減じた額を超えないこととする
補助要件等	・助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業 ・令和5年4月1日から12月31日までにクラウドファンディング企画の支援募集期間が終了する事業 ・クラウドファンディングの目標金額が30万円以上のもの ・1団体あたり1事業のみ
申請時期	令和5年3月1日~12月31日
備考	登録団体の場合、交付申請は、みえ地域づくり団体交流会議(三重県地域連携部地域支援課)を経由し、全国協議会に提出 事業実施の1カ月前までに申請(ただし、年間予算に達し次第、受付終了) 実施要綱は地域活性化センターホームページ「地域づくり団体のひろば」に記載 間い合わせ: みえ地域づくり団体交流会議(三重県地域連携部地域支援課)Tel:059-224-2420 助成の決定を受けた事業について、目標金額と支援総額に差が生じ、支払手数料の助成金申請額に変更が生ずることとなった場合は、参考となる資料を添付のうえ、ただちに助成金申請額変更申請書(様式6)を会長に提出
補助規模(実績等)	全国で2団体(令和4年度実績)
補助主体	地域づくり団体全国協議会
担当課、係名	地域づくり団体全国協議会(地域活性化センター 地域づくり団体支援室内)
連絡先	Tel: 03-5202-6136 Fax: 03-5202-0755 E-mail: chi-dantai@jcrd.jp

	地域国際化推進助成事業(コミュニティ助成事業)
対象者	市が認める地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織 (コミュニティ国際交流組織)
制度概要	コミュニティ国際交流組織が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際 化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業
補助内容 (率、上限など)	1件につき、200万円まで(10万円単位)
補助要件等	・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの ・国の補助金及び地方債を充当していないもの ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの
備考	令和5年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し、補助採択
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課 多文化共生推進室(市役所 5 階)
連絡先	Tel: 354-8114 Fax: 354-8316 E-mail: kyouseisuishin@city.yokkaichi.mie.jp

	在宅医療啓発活動事業補助金
対象者	市民団体または個人
制度概要	市民企画による在宅医療の啓発活動に対する補助
補助内容 (率、上限など)	(1)講師報償費(全額補助) (2)事業にかかる事務費(1/2補助) (3)要約筆記および手話通訳報償費、託児・託老にかかる委託料(全額補助) ※(1)は3万円、(2)は1万円を上限とし、(1)~(3)の合計額が6万円を超える場合は 6万円を限度とする(千円未満切捨)
補助要件等	審査会による審査あり
申請時期	令和5年4月7日(金)~6月16日(金)
備考	補助金交付は1申請者で1年度2回まで(本事業の補助対象経費について、他の補助金を受ける予定の事業は対象外とする) ※1次募集で補助申請が少なかった場合は、2次募集を行う可能性あり
補助主体	四日市市
担当課、係名	保健企画課 企画係(総合会館4階)
連絡先	Tel: 354-8281 Fax: 351-3304 E-mail: hokenkikau@city.yokkaichi.mie.jp

⑪その他

	東海道おもてなし事業補助金
対象者	企業、団体、個人
制度概要	市民等が、観光客などに東海道の魅力向上および本市らしいおもてなしに関する事業を実施するにあたり、その要する経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	補助金の額は補助対象経費の合計額の1/2以内の額とし、1事業者につき当該年度50万円を 限度とする(予算の範囲内において助成)
補助要件等	(1) 観光客等へのおもてなしとして、本市東海道沿線における休憩場所の提供に資する 事業。 (2) 啓発物品の製作や配布など本市東海道の魅力向上に資する事業。
申請時期	随時
補助主体	四日市市
担当課、係名	観光交流課(市役所9階)
連絡先	Tel: 354-8286 Fax: 354-8315 E-mail: kankou@city.yokkaichi.mie.jp

令和5年4月

四日市市

市民生活部 市民協働安全課

四日市市諏訪町1番5号

電話:354-8179